

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する

ワーキンググループ（第1回）議事録

令和5年6月26日（月）

10時00分～12時00分

W E B 会 議

[出席者]

（委員）石黒委員、近藤委員、永田委員、伊東委員、加藤委員、北出委員、坂本委員

（計7名）

（文化庁）圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、石澤養成研修専門官、増田日本語教育調査官 ほか関係官

[配布資料]

資料1 ワーキンググループの設置について

資料2 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループの進め方

資料3 日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案（令和5年6月時点）

資料4 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について

資料5 登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験公募要領（案）

[参考資料]

参考資料1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について

参考資料2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）

参考資料3 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。

2 議事（1）について、永田委員が座長に選出された。

- 3 議事（2）について、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についての検討を行った。
- 4 審議の内容は以下のとおりである。

○伊藤国語課長補佐

ただいま議事が公開されました。永田委員が座長に選出されましたので、以降の議事の進行をお願いしたいと思いますが、まずは座長となられたということで一言御挨拶をお願いいたします。

○永田座長

改めまして、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループの座長に選出されました永田と申します。審議に先立ちまして、一言簡単に御挨拶申し上げます。

私自身が大学学部に入學して日本語教員養成課程で学び、その後、今度は養成する側に回って30年以上たちます。特に養成する側に回ってからは、どうすればより質の高い日本語教員を現場に送り出せるのかということを探索しながら、悩みながら、これまでやってきたように思います。今こういう大きな転換期を迎えまして、やはり一つのキーワードが「質保証」だと思っております。そういう意味では、このワーキングに課されたミッションはその根幹に関わるような、大きな、責任あるものだと思っております。

限られた時間、限られた回数ではありますが、先生方のお力添えを賜りながら議論を進め、そして深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、議事次第に従って議事2に入りたいと思います。議事2は「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等について」です。資料について事務局より説明をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、まず資料3を御覧いただきたいと思います。こちらは日本語教育機関認定法の今後のスケジュール案ということで、来年度の施行以降のことについて簡単にまとめた資料でございます。こちらを簡単に御説明いたしますと、令和5年度6月2日に法律が公布されておるところ、施行は令和6年度からとなっております。

令和5年度中においては、まず法律で規定されております政省令等で規定する事項を定めていくことが必要でありまして、6月からとなっております審議会、正にここの場でございますけれども、政省令の案、そして政省令に基づき更に細かく、認定の考え方などの手引などを年内に決めていくことになっております。

1月以降は、実際にその定まったもの、政省令等、あと手引まで定まったものに基づきまして、施行後に行う申請に先立って周知や説明会をすることになります。こちらの実践研修機関や教員養成機関に関しましては、来年度明けぐらいから事前相談という形で受け付けつつ、夏頃から申請をお受けし、秋頃には登録ということで想定をしております。

その他、別のワーキングで現在、日本語教育機関の認定基準を御審議いただいておりますところでございますけれども、こちらでも年度明けから申請を受け付けまして、秋頃に内示という形で認定を受け付けるということ。また、一番下でございますけれども、来年度から法律では日本語教員試験がいよいよ開始されるということで秋頃を想定しておりますが、今年度はまず試行試験を冬頃行うということでございます。

まず、このような形で施行まで、それから施行後という形のスケジュールを考えておるところでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。こちらは「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について」ということで、このワーキングではまず夏までは、こちらの省令で何を規定していくかということに関して御議論いただきたいと考えております。こちらの資料はその省令の案の骨子という形でまとめて、考えているところがございます。

次のページは法律の中で実際にどのようなことを省令で定めるかということの規定しているところを抜粋したもので、具体的には実践研修機関や教員養成機関でどのようなところを登録するかということに関しての細かい要件、例えば科目であるとか、指導者・教授者の要件であるとか、そういうところに関しては省令で定めなさいとなっておりますので、その部分を抜粋したものであります。

次のページを御覧いただきたいと思っております。今回のこの具体的な省令案等に関しましては、令和5年1月にまとめられました文化庁の有識者会議で、「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」とございますけれども、こちらでおまとめいただいたものをベースに省令案として規定していきたいと考えております。その該当部分、こちらは基本的な考え方として、2ページ、また次の3ページで規定しておりますけれども、一部は

参考資料で後半の方に書いているところもございますので、こちらのところはまずお読みいただければ幸いです。

4 ページを御覧いただければと思います。こちらでは、この具体的な省令等の全体像ということで考えているところがございます。こちらの下段でございますが、日本語教育機関認定法施行規則を下段に書いておまして、そちらに認定日本語教育機関、その次に認定日本語教育機関の教員の資格等ということで1 から6 までございます。このうち5 と6 の部分、登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関につきましての申請手続、指導者要件、研修事務規程等といったところを省令でまず定めていきたいと考えております。

それでは次のページから具体的な方向性について御説明したいと思います。まず、こちらの資料は今までのもの、法律等の体系を図示したものでございます。登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関の登録手順ということでございまして、見方としては、左から右に矢印が出ているとおりに申請し、文科省の審議会で審議し、認可だったり届出を受理しましたという形のものをお示ししている形です。

簡単に上から申しますと、登録日本語教員養成機関の登録を希望する大学等が、文部科学省にまず登録を申請します。一つの機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能である形にしております。審査は審議会において、両登録要件であったり、研修事務規程、養成業務規程の変更命令の可否などを、来年度以降は文部科学省に日本語教育自体が移管されますので、文部科学省のどこかの審議会でご議論いただくと。最終的に、次ページから見ていただきます規定をクリアしていれば、登録や認可という形になってくることとなります。

それでは具体的に、6 ページ以降でどのような要件としていきたいと考えているかを御説明したいと思います。ここからは科目それから指導者等に関してまず御説明いたします。

まずこちらのページでございますが、両機関の登録要件の案として、科目に関しての考え方でございます。上が実践研修、下が養成課程の科目に関しての考え方でございます。

まず、実践研修においては以下を取り扱うことを考えておるということで、①から⑥のものを省令で規定しながら行っていただきたいということでお示ししたいと思います。コメ印でございますけれども、各機関で授業科目は今では様々な形態でされていると思いますが、各機関での授業科目の設定方法を必ずしもこのとおりと縛るものでなくて、例えばとありますけれども、大学において一つの授業科目の中でこうした内容を扱う方法によって実施することも可能であると考えております。指導時間は4 5 単位時間以上と考えてお

ります。

下段でございますが、養成課程でございます。養成課程の科目に関しても①から⑤と考えておまして、こちらの授業科目の設定方法についての考え方は実践研修と同じでございます。授業時間は375単位時間以上と考えております。

次のページは、実践研修・養成課程の教える人の考え方でございます。まず実践研修の指導者の要件でございますけれども、資格と経験という観点から両面を満たしている方という形で、①から④を考えております。

①②でございますけれども、日本語教育に係る学位を有して、かつ、研究実績であったり、大学・専修学校・日本語教育機関等で登録日本語教員を対象とした研修を実施した方としております。日本語教育に係る学位というのは実際にどのような学位なのか。学位も今様々な形になっていると思いますけれども、その辺りは実際に審査の中でしっかり確認させていただくことになるかと思っております。

③④は登録日本語教員の登録を受けた方で、かつ、③は大学・専修学校・日本語教育機関等で登録日本語教員を対象とした研修を1年以上実施、④についても認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した方ということで、このように資格と研修をワンセットで考えております。

養成課程の教授者に関しまして、要件は以下のいずれかとするということで、①②ともにまず日本語教育の学位で、①は修士・博士、②は学士の学位を持って登録日本語教員の登録を受けた方ということで考えております。経過措置期間中は登録日本語教員の数がまだ少ないことも想定されますので、そうした登録日本語教員でない日本語教員でも対応が可能という形で経過措置の在り方も考えておるところでございます。

続きまして8ページ、9ページでございます。まず8ページですが、こちらは実践研修機関の研修事務規程の中身でございます。科目、教壇実習に関する科目、指導体制といった辺りの項目で研修事務規程の中身を規定していきたいと考えております。

実際にお出しいただく研修事務規程に何を規定していくかということでございますが、科目の実施方法に関しては、まず適切な指導者でちゃんと行われているかということ。そして修了の要件を設けているか。そしてオンラインも対面に相当するものであれば履修可としております。ただし書、科目の実施方法に関することの三つ目の丸でございますが、オンラインの在り方で、教壇実習に関するもの等は対面でなければならないことも併せて規定を考えております。

教壇実習に関する科目に関すること、ここに関してはやや細かく規定しておりますけれども、教壇実習に関する科目は、5人以上の生徒に対して同時に行われる日本語教育の授業の補助を行うものであること。そして、受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行うものであること。四つ目の丸ですが、教壇実習機関と登録実践研修機関の間で、教壇実習に関する科目の実施に関して必要な事項を定めた協定を締結しているかということ。一番下の五つ目の丸ですが、認定日本語教育機関において日本語教育に3年以上従事した経験を有する指導者を1人以上配置していること。そしてその指導者が1年に指導する受講者の数が20人を超えていないことを求めることとしております。

指導体制に関することに関しましては、専任の指導者の配置、また事務の責任者の配置を求めることとしております。

一番下のコメ印でございますけれども、各機関の事務規程が上記基準を満たすかどうかは、こちらのワーキングの後半で御議論いただくコアカリキュラム（仮称）を参照して、個別の申請ごとに判断することとなります。

次のページは登録日本語教員養成機関でございます。こちらの変更命令の可否の審査に当たり確認する事項でございます。こちらにも科目の実施方法、教授体制、受講手数料という観点で規定を考えております。

科目の実施方法に関しましては、まず、適切な教授者により適切な教材で行われていること。適切な数の受講者数、修了の要件、また四つ目の丸でございますけれども、オンラインで行う場合の考え方を示しております。

教授体制に関することといたしまして、専任の教授者から主任者を置いていること。二つ目の丸、養成課程の収容定員数133人につき1人ということで、大学設置基準などを参考に考えておりますけれども、専任の教授者と収容定員との関係、そして専任の教授者の数が3人を下回っていないかという点を設けることとしております。

受講手数料に関しても適正な額となっているかという観点で規定を考えております。一番下のコメ印に関しては実践研修機関と同じでございます。

次の10ページですが、法律では実際に実施の報告等を実践研修機関や日本語教員養成機関から求めることとなっております。その中で報告としてお願いしたい点についてそれぞれ書いております。上の方は実際に実践研修でどのようなことをまず実施前に考えるかということで、手数料や進路選択に関すること。そして、実施したときの報告書として下の方の丸でそれぞれ四つ規定しております。

最後のページは経過措置でございます。登録日本語教員の資格取得ルートということで、経過措置の在り方が大きな御議論として国会審議の中でも頂いていたところでございますけれども、こちらのよう形でこれも具体的に決めていく必要がございます。

まず、こちらの資料を御覧いただく中で一番右下でございますけれども、これまでのたたき台では現職日本語教員となっておりますが、その要件が平成31年4月1日から令和11年3月31日ということで、法施行の5年前から法施行5年後という期間を定めまして、この間に法務省告示機関、大学、認定日本語教育機関で日本語教員として1年以上勤務した方を現職日本語教員ということで、この経過措置の特にオレンジの方から上がっていく方の対象をこのように考えております。

この後、別の資料での御説明になりますが、例えばEルートでございますけれども、有識者の分析検討の結果、経過措置対象となった民間試験合格者ということで、民間試験の一定の要件を満たす民間試験の合格者に関しましては、例えばこの場合でありますと講習を受けていただくことと併せて、応用試験や基礎試験が免除となると。そうした形で日本語教員の登録を受けていただく形となります。

そしてDルートでございますけれども、現行告示基準教員要件に該当する必須50項目対応前の養成課程等修了者ということで、こちらに関しましては基礎試験は免除する形となります。応用試験はお受けいただくわけでございますけれども、講習を受講した上で応用試験を受験し、日本語教員の登録を受けていただく形でございます。

こちらはこれまでも大体こういう形態でお示しはしてきておりましたけれども、例えば検討が必要なEの辺りなど、今後検討していくこととなります。

後半は参考資料や法律の概要であったり、有識者会議の報告書で関係してくる部分などについて抜粋しておりますので、御覧いただければ幸いです。

○永田座長

それでは、ただいま事務局から説明していただきました内容に基づいて御意見、御質問を頂く形にしていきますが、限られた時間でもありますので、私の方で少し論点を整理といたしますか、ここについてお願いしますという形で進めさせていただきます。

ではまず、先ほどの説明にありました資料4の6ページ・7ページ、登録要件に関する部分から御意見を頂ければと思います。今日の資料もこれまでの審議会の議論を踏まえたものになっているかと思いますが、この点が落ちているであるとか、この辺りの表現が分

かりにくいとか、この辺りはどうかという点をよろしくお願いします。では伊東委員、お願いします。

○伊東委員

今、永田座長がお示しいただいた7ページのことについて申し上げたいと思います。実践研修の指導者に関する規定です。これ、①から④、全て「日本語教育に係る学位」だとか、あるいは「登録日本語教員の登録を受け」ということで、全て日本語教育に特化しているかと思います。しかしながら、教育内容を見たときに、必ずしも日本語教育領域だけでなく、必須の教育内容ですと心理学だとか、著作権だとか、日本語教育以外の分野も扱っていて、非常に広範囲にわたっていることを考えますと、この実践研修の指導者①から④だけでは不十分ではないかと思いました。

したがって、本学、専門職大学院の場合、専門職大学院のいわゆる実務家教員とか担当する教員の文言を調べてみたところ、やはりその専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある者とか、あるいは高度の実務能力ということで、ある分野に特化していなくて、いわゆる一般的な書き方がしてありました。

そういうことを考えますと、日本語教育以外の教員も指導者になることを考えると、やはりその人たちの要件を満たすような文言が必要ではないかと思いました。

○永田座長

ありがとうございます。「日本語教育に係る学位」の「日本語教育」はどこまでが日本語教育なのかということも関わるとは思いますが、場合によっては専門分野に関してみたいなのは、先ほども御発言がありましたけれども、この辺りの文言や書き方に関して事務局はいかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

今、「日本語教育に係る」がどこまでかという永田先生の御指摘があったとおり、これは日本語教育学みみたいなものに限定される意図ではありません。ただ一方で、伊東先生がおっしゃっていただいたように、我々が想定しないような広範囲のものが入ってくるかもしれないことはあり得ますので、そうすると、もう少し表現を広げて読めるようにすることはあり得るかと思います。

さすがにこの分野ではというようなことももしかしたら考えられるのかもしれませんが、そこが最低要件として、それこそ学位さえあればいいと考えてしまうのか、一定の制限は設けるべきと考えるのかというところは一つの考え方かと思いますので、その辺りについて御意見を頂けたらと思います。

○永田座長

お願いします。伊東委員。

○伊東委員

今の事務局からの問合せに関しては、私が専門職大学院の規定を見たときに、「専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある者を」というような書き方とか、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験」とか、「高度の実務の能力」ということですので、このまま使うわけにはいかないと思いますが、「日本語教育に関わる」とか、あるいは「いわゆる日本語教育の必須内容に関連する」とか、そのように柔軟性を持たせることが必要ではないかと思います。

そして、やはり難しいところではありますけれども、「必須の教育内容 50」は必ずしも日本語教育に特化したものばかりではないんですね。心理学とか著作権とか実務上のこととかがありますので、是非ここを含むような、それを担当する教員を要件に入れるような形で是非御検討いただけたらと思います。

○永田座長

ありがとうございます。では坂本委員、お願いします。

○坂本委員

今、伊東委員がおっしゃったことに対しては私も大賛成です。幅広い分野の先生が養成課程に関わっておられますので、そういう方までも含めるような書き方にさせていただければいいかなと思います。

それからそれに加えて、今の実践研修の指導者の①「日本語教育に係る学位を有し、かつ、教育方法に関する研究業績を有する者」と書いてありますが、ここも現実を考えると、日本語の教え方に関する研究業績となると、例えば私が所属している日本語教育学

会の過去20年30年の論文を見ると、私が不勉強なせいでたまたま見ていないのかもしれませんが、いわゆる教え方に関する論文はほとんどないんですね。過去二、三十年。そうすると、これに該当するような研究業績を有する人がなかなかいないのではないかと。教え方そのものに関する論文自体がほとんど出ていないので。そうするとこちらの方も、さっき伊東委員がおっしゃったように、実務的な経験を何年以上か分かりませんが有する者というように書き換えていただいた方がいいのではないかと思います。

○永田座長

ありがとうございます。加藤委員、関連するところでしょうか。

○加藤委員

伊東委員に賛成ということで手を挙げました。日本語教師の役割は何なのかということ考えたときに、いわゆる日本語というものに関わるものだけを教えるのが日本語教師ではないという大前提があります。ここであまり日本語教育に係るということでそちらに引っ張られてしまい過ぎると、日本語教師の幅を狭くしてしまうと思います。

ですので、基本的には日本語教育に係るところの人が多くなるのは当然そうなるとは思いますが、ここは広く設定しておいて、じゃあ実際どうなのかということになった場合には、一つ一つ当たっていただくという形の方がいいのではないかと思います。

○永田座長

ありがとうございます。実際には最後の審査のところでも厳しく審査されるのだとは思いますが、この文言に関して、日本語教育というところにも縛られずにという御意見だったかと思いますが、事務局は何かありますでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

正にいろいろな専門性のある教員の方たちが今授業を行って、日本語教師を育てていただいていることもあろうかと思しますので、例えば著作権だとか、既に色々な分野も入ってきていますから、そうしたところをいかに読めるかということと、あとは何でもかんでもというのは、それでまた別の話になってしまいますので、まず事務局でもよく考えつつ、他の色々な資格だとかがこういう色々な要件を設定していますので、規定ぶりも参考にし

て決めていきたいと思います。

○伊藤課長補佐

追加です。坂本委員から実務経験も含めて考えればいいという御意見を頂いたのですが、実務経験については学位を有する方・有さない方含めて、例えば4番の辺りで読むのだと思います。そうすると1番はアカデミアの方を念頭に入れておきたい規定ですが、言わば実務経験がないけれどもアカデミアで養成課程を担当するような先生については、経験としてはどういったものを求めればいいのかということについて御意見を頂けないでしょうか。

○坂本委員

どちらかというと実務経験よりも、養成課程の方を意識してさっき発言したのですが、実践研修の指導者であれば、自分自身が実習の担当を少なくとも何年かはやっていることが前提にあり、全くやったことがなくて、ただ学位だけを持っている人ではうまく適応できないのではないかと思います。学位はそれぞれお持ちでしょうけれども、融通を利かせて幅広い分野の学位とみなしていただいて、実務経験は実際に実習の経験を色々なレベルでなさった方ということを入れていただくといいのかなと思います。

○伊藤課長補佐

ただそれは、制度が走った後は登録実践研修機関の教員でなければ実習を担当できませんので、トートロジー的に、「実践研修機関の教員の要件は実践研修機関の教員であったことである」になってしまいます。実践研修機関の教員としての経験を要件にすることは出来ないかと思われます。

○坂本委員

難しいところですね。全員が全員、実習の担当者が登録日本語教員にならないければ、今の規定では出来ないようになっているのですね。

○伊藤課長補佐

実践研修機関の教員の要件を定めたいのでそのようになっております。そうすると、初めて実践研修機関の教員になるような方についての要件をまずは定めなければいけません。

その方に必ず認定機関での日本語教員の経験を求めるのは厳し過ぎるのではないかと思います。ておりまして、アカデミア出身の方でも初めて実践研修の担当を出来るような要件が必要ではないかと思ひます。

○坂本委員

そうですね、どこかの時点でこれからは登録日本語教員の方になっていかないとけなひとは感じますね。この経過期間、5年間ですか、その間にそういう先生方にも登録していただけるような方向でというようになっていくのではないかと思ひます。

○永田座長

今の点、特に事務局から更に意見を伺っておきたいとかという点はありませんでしょうか。よろしいですか。

○伊藤課長補佐

事務局からはございません。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

確認ですけれども、そうしますと、やはり実践研修の指導者は、まず学位が必要であることと登録日本語教員の登録を受けていることが将来的には必須条件だと理解してよろしいでしょうか。事務局への問合せになります。

○伊藤課長補佐

最後の坂本委員の意見に従うならばそういうことにはなりますが、それでいいのかどうかは御議論があるかと思ひます。

○伊東委員

私としては、やはり日本語教育の拡大化・多様化を考えると、必ずしも学位を持ってい

たりとか日本語教育の実務家だけでなく、やはり地域日本語教育とか、あるいは介護・看護福祉士の領域とかということを見ると、必ずしも日本語教育の専門あるいは日本語教育に特化した専門家に限らない、より広範囲な人たちに教育実習の現場に来てもらいたいことを考えると、そこらの受皿をどうするかということが今後大きな課題になるだろうと思います。このことをやっておかないと、日本語教育実践、要するに教育実習の広がり期待できなくなってしまうのかなと感じました。

○永田座長

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

若干混乱したので確認したいのですが、今のところの実践研修の指導者に関する規定案で1・2・3・4と挙げられていますが、この1・2・3・4のいずれかとすると今書かれているわけですね。そうすると、例えば4番の場合だとここで学士要件は言っていないことになるので、全てが学士でなければならないということにはならないのかなと思ったのですが、その解釈でよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

加藤委員の御理解で問題ございません。

○加藤委員

ありがとうございます。

○永田座長

坂本委員、お願いします。

○坂本委員

今、伊東委員がおっしゃったことを考えると、やはり①の後半の部分は登録日本語教員でなくてもいいとしておかないと、さっきおっしゃったように地域とか介護とか色々な分野で全て登録日本語教員しかなれないとなると、実習の担当が非常に難しくなると思いま

す。ですから、そこは融通性を利かせた文言にさせていただければいいかと思います。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

要するに今回は日本語教育の分野が留学・就労・生活という、これまでの留学に特化した領域から就労・生活という非常に広範囲にわたっていること。ここを見据えた上での教育実習ということも我々は留意しなければいけないのではないかと思います。

○永田座長

ありがとうございます。実践研修の広がり考えたときにどういう要件を課しておくのがいいのかという点、極めて難しい課題だとは思いますが、色々な意見を頂きました。

では、先ほどは6ページ・7ページでしたが、続きまして資料4の8ページ・9ページ、審査に関する確認事項の案に関して御意見を頂ければと思います。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

真ん中の教壇実習のところで「教壇実習に関する科目は5人以上の生徒」と書いてあります。大学とか日本語学校だと5人以上は普通に集められるかと思うのですが、地域とか場所によっては日本語学習者が非常に少ない場合が実習の場となった場合には、5人以上となると、週によって休んだりして3人になったり4人になったりするようなことがあると思いますので、ここも柔軟性を持たせて、人数をはっきりと5人と出さない方がいいのかなと思いました。

もう一点、そのすぐ下に「受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行う」とありましたが、これは45分の授業を少なくとも2回やりなさいとも読めるのですが、少なくとも1回ぐらいは実習生の方に45分フルに1こま実習していただきたいという気持ちはあります。受入れ側からすると、初めから45分任せるのは非常に不安で心配な面もあります。受ける学生、受講生の方もそうかもしれません。

それで、例えば1回目は10分とか、2回目は少し長くて20分とか、分割方式でやっ

て、トータルで45分掛ける2回の90分以上になればいいと、ここも柔軟に考えていただければいいかなと思っています。

○永田座長

今御意見を頂いた点は審議会でも出ていたかと思います。細切れをどうするのかとか。あとは例えば学校の中ではなかなか5人以上を集めた集団指導は、例えば学校をフィールドにすると難しいみたいな話も出ていたかと思うのですが、事務局、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

坂本委員の意見も踏まえてとは思いますが、他の委員からもどう考えるかを是非お伺いしたいです。

○永田座長

分かりました。では今の点、もう少し御意見を頂いた上でということにしましょうか。今の点に関して何か御意見あればお願いします。

○近藤委員

まず5人以上ですが、やはり外国人児童生徒を対象にした場合などは、5人は非常に難しいですし、留学生においては坂本委員のおっしゃったように集めやすいこともあると思いますので、この辺りは私も柔軟に対応した方がいいと考えています。

それから45分以上の授業ですが、ここは意見が分かれると思います。私も分割方式は賛成ですが、1コマ45分は1回フルでやってもらえた方が自信が付くかなと思いますので、一部分割を認めることがいいのではないかと考えています。

○永田座長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか、今の点に関して。石黒委員、お願いします。

○石黒委員

むしろ、もともと5人以上となっていた意図というか、趣旨をお伺いしたいと思います。

○伊藤課長補佐

今年1月にまとめた有識者会議までの議論でいいますと、いわゆる日本語学校でのということがまず念頭にありました。そうするとやはり集団に対して授業をしていただくことになりますので、集団に対する授業の経験がないままに資格を取ってしまうのは問題ではないかというような観点から、一定規模ということで5人以上と設定いただきました。

○石黒委員

すいません、それでもよく分からなくて。なぜ5人なのかということなんです。私個人としては、じゃあ1人でもいいかという議論になってしまうのは逆に怖くて、ある程度の教室運営が出来ることからすると、あまり何でもいいということにはしない方がいいとは思っております。ただ5人が、その根拠としてどうして5人なのかがいまひとつ未だによく分からないですけれども、なぜ4人でなくて3人でなくて5人なのかということなのですが。

○増田日本語教育調査官

こちらは文化庁の届出受理日本語教師養成研修、つまり一般に420時間の日本語教師養成研修を文化庁で見ておまして、その時にそれは法務省告示校のクラスで教壇に立つ方の養成としてふさわしいもの、適当なものということで制度が動いていたことがございます。その中ではクラス授業の一つの定義として、5名以上の教育実習の経験を持つことが要件になっておりました。

今後、留学は20という定員枠が現状はあるのですが、生活・就労においては20以上になる可能性もなきにしもあらずです。また、もっと少人数ということもあります。まとまった人数に対して指導経験がない日本語教師が現場に入ることの影響というか、実際即戦力にならないという声が教育機関からも多数寄せられていますので、一定の人数ということで5名という規定がそのまま残ったと考えております。

もちろん児童生徒に関しては、前回の有識者会議においても、委員から5名は現実にごくわないということで、児童生徒に関しては1名でも認めるという議論が出ていて、全会一致で反対が出なかったと記憶しております。それ以外の留学・生活・就労に関しては、養成においては少なくとも5名は、たまに休んだりする人がいるかもしれないという坂本委員の御意見はもっともではございますが、クラスの定員としては5名以上のクラスを経

験してもらうことを一つの最低のライン、ルールとして置いているものでございます。これについては有識者会議では一定の御理解を頂いて、1年間かけて議論して進めてきたところもございますので、その辺りは御考慮いただければと思います。

○永田座長

では伊東委員、お願いします。

○伊東委員

今の事務局からの説明、よく理解できました。そういうことを考えると、やはり今回の制度設計においては、もうずっと文化審議会で話されていた養成の段階、基礎基本ということ踏まえると、このケース、あのケースといったら收拾がつかなくなってしまうと思います。そういう意味で、日本語教師として根本的ないわゆる能力として必要なことは何なのかという、3年前の文化審議会の小委員会のあの表ですね、そして枝分かれしていくのは、そこからまた研修が付加されるわけですので、要するに留学生、児童生徒、就労者云々、その基礎基本となるというところの発想や設計でよいのではないかと思います。

○永田座長

ありがとうございます。そうすると、有識者会議でも出ていた児童生徒に関しては、より現実性を考えると少し文言を考えていただくとして、基本的にはこれまでの議論を踏まえた今のような形が一つの在り方かなと、今お話を聞いていて思いました。今の点、よろしいでしょうか。

では、同じく8ページ・9ページに関して、もう少しだけ時間がありますので、それ以外の点。では加藤委員、お願いします。

○加藤委員

確認と提案を含む意見を二つ三つ言いたいと思います。8ページの教育実習に関する科目に関する事、二つ目の括弧書きのところの一番上の丸ですけれども、これは言葉の確認です。「補助を行うものになっているか」というその「補助」という言葉の意味の理解として、恐らく例えば日本語教育機関の中で、私たちのような日本語学校の中で実習を行うような場合には、今後は登録日本語教員しか教えられなくなるという前提になるので、

そこに受講生である登録日本語教員でない人が入ってきた場合には、それは登録日本語教員ではないことから法律から違反することになります。ですので、あくまでも本物の教員がいるそばで、でもちゃんと責任を持って授業を行う人であるのだけれども、名称として「補助」と書いてあるという理解でよろしいですね。ここは見て、結構どっきりする人がいると思いましたので、念のための確認です。それが一つの確認です。

もう一つは、丸でいくと今のものが1個目、五つ目のところですが、「当該指導者が1年に指導する受講者の数は20人を超えていないか」というこの「20人」の部分です。

恐らく色々なところでこの文面全体が、今後文科省に移管されることと関係あるとは思いますが、大学の制度の中での言葉であったり言い表し方が多いように思いました。考え方もですね。そうしたときに、大学の場合ですと、恐らく1年間かけて、もしくはそれ以上かけてこの日本語教師養成課程をしていく前提があるので、1年の中でそこで固定されたコースなりクラスの受講生が何人かという考え方だと思います。

しかし、私どものような420時間の養成講座の場合には、実際には年間に複数回回しているんですね。3回であるとか、4回というところも多いと思います。そうした場合に、年で区切ることは、上限の設定をすることになり無理があると思いました。実際には1クラスを複数の教員で担当しているということが実情にはありますが、ただ「1人の教員が」を主語にした場合には、ここは「1年で」ではなく、代案として申し上げたいのですが、例えば「1クラスで指導する受講生の数は20人を超えていないか」というような言い方に変えることは可能でしょうか。

これは実際に私どもの講座だけではなくて、古くから、35年以上、40年と養成講座をずっとちゃんと続けてきたところにも確認はしたのですが、実際やっぱり1年となると20人以下でない場合もある。専ら実習を担当する教員もいるような実情を考えた場合にいかがかと思つての確認です。

○永田座長

伊東委員、今のことに関連してございましたらお願いします。

○伊東委員

正にこの「1年」をどう解釈するかですよね。本学の場合、やっぱり1年生がいて2年生がいるということになると、同時に指導するとなると、もう30名を超えてしまうんで

すね。ですので、これは1年次とか、何か単位をもう少し分かりやすくしないと誤解を生むかなと思いました。

○永田座長

ありがとうございます。まずは先ほどの「補助」の言葉の解釈に関しては、今の加藤委員の解釈でいいのかという点。あとは「1年に指導する受講者の数」、これも審議会とか有識者の議論の中で出ていた話だと思うのですが、今の2点に関して、事務局からよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

加藤委員に御指摘いただいたとおり、登録日本語教員でないと教壇に立ってはならないという縛りが法律施行後は出来ますので、御理解のとおり、ここで言っている「補助」は、実質的には受講生が教壇に立っているのですが、ちゃんとその後ろに資格を持った先生がいて、その指導の下に授業が行われていることを指して「補助」と言っております。

2点目ですけれども、まずその前提として確認させていただきたいのが、ここで言っているのはいわゆる教壇実習先、もちろん加藤委員の学校のような形態だと実習先がイコール実践研修機関自身でもあるわけですが、実習先で具体的に受講生を受け持って、その指導を個別に当たっていただく先生の数について議論していることを確認させていただきたいと思います。

その上で、加藤委員の御提案だと、ある時点において受け持っている受講生の数が1人当たり20人という考え方でもいいのではないかという御提案だったと思いますが、それが多い少ないということをお考えいただけたらと思います。他の先生からも是非御意見を頂きたいと思います。

○永田座長

まず前提として、要するに一度に受け持ついわゆる実習生の数が20人という前提の下で、今の点に関していかがでしょうか。これは色々な実習の持ち方があるので、ここで御意見も分かれるところかもしれませんが、一応、今までの議論を経て今のような「20」が出てきているのだとは思いますが、今この場でもし何か御意見があればお願いします。

○加藤委員

その「20」を残したと言ったら何ですけれども、そうした根拠は。実際に私たちのような形態の養成講座、今、幾つかのところの中での過去の数字をちょっと見てみたんですね。そうした場合に、1クラスでした場合に専ら実習授業を持っている教師であったとしても、ここは妥当な数字ではないかという辺りで言いました。実際にはもちろん同時に30人も50人も動いている学校もあると思うのですが、そうした学校の場合には、1人ではなくて何人かで分担してやっていますので、そこは「20」でいいんじゃないかということ。ただし「1年」ではなくて「1クラス」とさっき申し上げたのは、年でするのではなくということをお願いして、そこを変えました。

○永田座長

ありがとうございます。他の皆様、いかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

違う話になりますけれども、よろしいですか。同じ8ページですけれども。

○永田座長

先ほどの文言に関しては、ひとまずどうしましょうか。「1年に」という形なのか「1クラスで」という形なのかに関しては、いかがでしょうか。伊東委員、お願いします。坂本委員、少々お待ちください。

○伊東委員

繰り返しになりますが、私は「1クラス」の方が分かりやすいのではないかと思います。複数、本学の場合は同時開講しているのです、1年次、2年次。そうするとやっぱり30人近くなってしまうこともあるんですね。ですからやはり「1コース」がよいかなと思いました。加藤委員の御提案に賛成です。

○永田座長

ありがとうございます。事務局はいかがですか。今の御意見。

○伊藤課長補佐

それを踏まえて検討させていただきます。ただ、さっきの「補助」の話とも関係するのですが、当然、実習生が教壇に立っているうちは、資格のある方、指導者の方がいていただかなければいけませんので、その指導者の方1人に仮に上限いっぱい20人がついた場合には、限られた実習の期間の中でその20人に教壇に立たせる機会をその1人の方が補助に就く形で持たせるとなると、時間的にはかなり厳しいことに上限いっぱいの場合になるということで、そこは注意喚起をさせていただく。20人もいて全員一気に見ることができないから、同時に受講生をある時間同時にクラスに立たせてしまって、誰も見ていない状況で受講生が授業をしていることに陥らないようにということは、かなり注意をさせていただかないといけないと思いました。

○小林日本語教育推進室長

このワーキングの後、今週水曜日の日本語教育小委員会にこちらのワーキングの現状を御報告する際に、もう一つの認定のワーキングでもそうでしたけれども、このような御意見がありますという形で御報告をさせていただきながら、この要件のところは様々な御意見が確かにありますので、引き続き事務局でも検討させていただきたいと思います。

○永田座長

ありがとうございます。いわゆる教壇実習の質を保証するためには、どういう書き方がいいのかということになるろうかと思えます。お待たせしました。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

同じ8ページの上から三つ目の丸ですけれども、「実践研修は、対面に相当する効果を有するオンライン授業で履修させることができる」と。ただし、教壇実習に関する科目及び模擬授業云々のところは「対面でなければならない」となっていますよね。通常の場合にはこれで結構だと思います。

ところが、過去にも経験しましたがけれども、急に4月から全ての授業はオンラインにするみたいなお達しが上の方から来た場合、対面が出来ない可能性も出てくるんですね。自分の所属している大学ですけれども、過去2年ほど海外の実習も結局行けなくて、オンラインでしなければいけない、全てオンラインの実習になったんですけれども。そういう状

況が出てきたときに、「対面でなければならない」とはっきり書いてしまうとそこを救えなくなってしまうので、何かそういう特殊な状況になった場合はオンラインでも可みたい一文をどこかに入れていただけるとうれしいなと思います。

○永田座長

今回のコロナ禍のような一種特殊な事情になったときに、こういう省令の文言とかはどの程度拘束力が働くのか。その辺りの特例措置みたいなものは何かあるのでしょうか。このレベルで文言に入れておいた方がいいのか、文言をそのままにしておいて、そういう特殊な状況になったときには何か対応措置なりを考えるのか。この辺りはどうでしょうか。

○伊藤課長補佐

大学設置基準上では、わざわざ災害とか感染症があったときにはどうするという文言はなかったのですが、そこは緊急事態なので解釈の世界で、対面に相当するものであれば対面の授業とみなしてしまうようなことがコロナ禍では行われておりました。もし緊急時の場合には同じような解釈で行うことになるのではないかと思います。そこは法令担当とも相談して、今の御意見を踏まえて、緊急時にもかかわらず必ず対面でなければいけないことにはならないような方向で検討したいと思います。

○永田座長

そうですね、今回のコロナ禍でも、文科省から色々な通知が来たりとかという形で何とか対応できたことがあるので、是非お願いします。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

何度も申し訳ありません。短く一つだけです。今の8ページの指導體制等に関するところに、「専任の指導者を1人以上置いているか」という、この「専任」の定義を確認したいのですが。この実習を担当することだけに専念するという意味ではないですね。さっき私、専らという言葉で逆を言っているのですけれども。つまり、日本語教育の現場、私たちであれば日本語学校の教員もしながら実習も担当することは往々にしてあるんですね。それはただ単に兼務という意味合いだけではなくて、やはり日本語教育の現場を常に経験しているからこそ実習の担当の教員が出来るという考え方でもあるわけです。この「専任」

の意味がどういう意味かによって、そこが妨げられることになるのはどうかと思っ
ての確認です。

○永田座長

今の「専任」という用語。専任とか専従とかいろいろ用語はあるようですが、こ
こでの「専任」はどのように理解すればいいのかに関していかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

今の加藤委員の御指摘に関連して言いますと、今のこの事務局案として出させてい
たものでは、正にこの実践研修の専任という意味になってしまいますので、加藤委
員がおっしゃったような、他の仕事を兼務することは基本的には想定していないことにな
ります。

○永田座長

なるほど。いかがでしょうか、委員の皆様。

○加藤委員

では続けて。そこは本当に根本的なところですので、今即答で決まらなくてもいいです
が、やはり実践研修を担当する教員はどのような教師でなければならないかというよう
なところとも関連してくると思います。

そうすると、今のお話だと、もうそれで、例えば雇用保険もそこだけのために受けて、
そこで採用されているようなことになってしまうかなとも思い、私たちのような講座の場
合、土曜と日曜日に講座を開講するような形態のところも多くあるんですね。そうすると
おのずと月曜日から金曜日はその機関の別の仕事というか、並行して日本語教育に携わ
るところは現状としてあると思いますので、これから御一考いただければと思います。

○永田座長

他の先生方、いかがでしょうか、今の点に関して。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

加藤委員がおっしゃるように、ここを教育実習のみ専任ということはちょっと現実的ではないかなと思いました。なぜならば、教育実習は一科目でしかないので、恐らく他の領域の仕事をしつつ、その教育プログラムの責任担当者という意味で私は専任という解釈をしたいなと思いました。

したがって、それだけに専従するではなく、その教育プログラムについて責任ある立場にある者を「専任」というような解釈にさせていただかないと、全ての教育実習が出来なくなってしまうのではないかというか、審査できないし、審査も不合格になってしまうような恐れを感じました。

○永田座長

坂本委員、お願いします。

○坂本委員

今、伊東委員がおっしゃったことは本当にそうだと思います。今、自分が勤めている大学でも実習の担当者はいるのですが、同時に1学期に5コマとか6コマ教えなさいということがノルマでありますから、その一つが実習の科目ということですから、その実習だけで専任を置くのは非常に非現実的だと思って聞いていました。それで今の点、伊東委員の意見に100%同意します。

○永田座長

実習に責任を持つことはもちろん大事だと思うのですが、実際の授業担当とかを考えたときに、その関わり方とか、どういう人がそこに関わるのかという点はもう少し検討の余地があるのではないかという御意見を頂いたかと思います。

○近藤委員

先ほどの「対面でなければならない」のところ一言申し上げたかっただけですけども、分科会での議論も私は入っていたので、こういう形になるのは仕方ないのかもしれませんが、就労に関しましては、もうオンラインで行うことが結構普通なんですね。逆にオンラインで授業運営できないと、それはまた仕事が続かない懸念がありますので。この辺りは

また細則を決めるとちょっとややこしいこともありますけれども、先生方の御意見を逆にお聞きしたいというのが正直な部分です。「オンラインを一部認め、事情に鑑み」とか、何か一言入れるかどうかという辺り、いかがかなと思ひまして手を挙げました。

○永田座長

今の点、いかがでしょうか。近藤委員からの御意見を踏まえて。ここをどういう文言にしておくか。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

私もそこは非常に難しいなと思います。しかしながら、基礎基本の日本語教員養成ということを考えれば、その後のいわゆる各分野別という表がありましたよね、文化庁審議会で作ってくださった。あちらの研修の方にそれを委ねてもよいのではないかと。要するに就労のみならず、年少者の教育も含めて、やっぱり個別の特殊性がありますものね。それをこの基礎基本の教員養成で取り上げると、ちょっと細分化してしまって、收拾がつかなくなってしまうことがあるので。

あくまでも我々は、これから日本語教師として巣立っていく人たちの基礎基本としての必要要件ということでかなり絞り込まないと、ちょっと難しいかなと。その後続く各分野別のところで、そういうことを盛り込んでいけるような制度になっているといいかなと思ひました。近藤委員の意見に反対するわけではなく、悩ましい部分でもあることを私も承知していることを申し上げておきます。

○近藤委員

もやもやしていましたので確認させていただきました。ありがとうございます。

○永田座長

確かにこの辺りは難しい。登録日本語教員として養成とか出発する段階になるものが、どういう実践力を身に付けて、それを今度は研修でどの程度伸ばしていくかという話になっているのかなと思います。近藤委員、よろしいですかね、今の点。

では改めて、今度は10ページに移りたいと思います。文部科学大臣への報告事項の案につきまして御確認いただき、何か気になる点及び御質問がありましたらよろしくお願

します。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

これは制度設計の根幹に関わることはありませんけれども、本学、私の所属するところは専門職大学院ということで、専門職大学院は法科とかあるいは衛生管理とか、高度人材を育成する大学院ということで日本語教師を育成しているのですが、やはり設置審、いわゆる専門職大学院の設置基準もありますし、5年ごとの認証評価もありますけれども、それで大変な作業を5年ごとにやっていることを考えると、この10ページで述べられている報告等に関する規定のことで、専門職大学院の認定との関わりとか、どれだけの整合性があるとか、拘束性があるかは気になりました。我々、5年ごとに認証評価の作業をやっているので、またここに毎年これに加わるとなると作業量が膨大になってしまうこともあり、何かその辺の整合性を持たせる、あるいは有機的な規定になっているといいかと思いました。

○永田座長

ありがとうございます。結局、今のことは現在走っている専門職大学院としての報告みたいなことと、今回新たに求められることになる報告がどう整合していくのかという話ですね。

○伊東委員

恐らく、専門職大学院のみならず、各大学の日本語教育の養成課程はやっぱり設置審とかそれぞれの文脈の中で立てられていると思うんです。したがって、今回の420時間も含めた民間の日本語学校教育レベルでの教員養成と、大学やその他でやっているところとは、文脈や状況が違う、組織の状況が違うので、そこらを踏まえた上での整合性のあるものにしていただかないと、対応に苦慮する組織も出てくるのではないかということを感じました。

○永田座長

なるほど、ありがとうございました。それぞれの組織ごとに自己点検評価とかいろんな報告とかを出していることと、それも組織として設置審マターでの評価・報告と、今回養

成機関とか研修機関として認可を受けた場合の報告の関係性は、やっぱりこれはそれぞれ独立したものになっていかざるを得ないのか。私も不勉強でその辺りが分からないですが、事務局、どうでしょうか。

○伊藤課長補佐

伊東委員がおっしゃっているのは大学の認証評価のことだと思いますけれども、大学の認証評価制度と今回の法律に基づく報告とは制度的には当然別のもので、それぞれ行っていただく必要があるのが基本になります。

ただ、こちらに報告していただく内容と認証評価で認証評価機関、これは文科省ではなくて第三者の認証評価機関ですけれども、認証評価機関から求められる情報が仮に一緒であれば、当然同じ情報を使っていただくことを何ら妨げることではないと思います。そこは、本当に一緒なのかということを含めて、こちらで細かく報告の手続とかを定めるときによく検討させていただければと思います。

○永田座長

伊東委員、よろしいでしょうか、今の点。

○伊東委員

設置審との関係をどう整合性のあるものにするかということと、大学への通達がどこから出てくるかによって大学事務局の担当部署も違うということで、やはり対応の仕方が違って来るんですね。やはり文化庁から来るとなるとこれは一部のいわゆる情報提供という扱いになってしまうし、そうではなくてやっぱり高等教育局から来る通達となると事務局の担当部署も違うということで、そこらの整合性をどう持っていくかが、内輪の問題ですけどもあるかなということを感じました。

○永田座長

そういう意味では、今度からは文科省に移管していくことになるんですかね。また文科省の中でも部署がいろいろあるかもしれないですけども。またその辺りも御検討いただければと思います。ありがとうございます。その他、この10ページに関して。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

よろしいですか。二つ目の丸ですけれども、受講者数と修了者の数という、数だけが前面に出ているんですけれども、もうちょっと、例えば年齢層だとか、男女比とか、それから外国の方も受講者になる可能性もあるでしょうから、外国の方が何人ぐらい受けられたかという情報もあった方がいいかなと思いました。

○永田座長

この辺り、どこまでの情報を求めるか。これは必須だとか、これは任意だみたいなものはあるのでしょうか。

○伊藤課長補佐

今、坂本委員に御指摘いただいたのは二つ目の丸に関する事だと思いますけれども、二つ目の丸は説明が十分でなかったかもしれませんが、こちらは例えば実践研修機関であれば登録の要件になっております。養成課程であれば基礎試験の免除の要件になっております。なので、都度、実践研修なり養成課程を実施するごとに、要件適合者の確認として提出いただくものなので、国籍とか性別とかを問うようなものではありません。その方が実際受けているかどうかの確認に使う情報ということになりますので、こちらにそのような情報を入れるのはあまり適切ではないかと思っております。もし仮に入れる必要があるとすれば、一つ目の方に入れるかどうかになるかと思っております。

○坂本委員

ありがとうございました。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

ありがとうございました。今の事務局からの説明でよく分かりました。この報告の目的は、要するに登録の要件を満たしているかどうか、その確認のための情報ということですよ。この目的がやはり明確になっていけばいいかなと思いました。

そういうことを考えると、この報告はいわゆる登録の要件を満たしているかどうかを確認するためということであれば、我々も再度その登録の要件を見ながら、毎年の報告書作りに専念することが出来るかなと思いました。

そこで考えるのは、要件を満たさなかったら登録が抹消されるかどうかというところ、やはりそこが気になりました。したがって、認証評価のように5年ごとで、認証されなかったら認証取消しがあるように、この登録云々は有効期間があるのか否か、また登録抹消というシステムになっているのか、この辺はいかがでしょうか。

○永田座長

いかがでしょうか。何か改善要求は出来るみたいなものがどこかにあったかと思うのですが。抹消とか有効期間とか、今の御質問に関して何か事務局からあれば。

○伊藤課長補佐

登録は機関の登録という理解で御説明しますが、登録の有効期限は特にございません。ただ、法律上問題がないか、例えば法律上の登録要件に満たないのではないかとか、そのような懸念があるところについては、例えば報告徴収を求めたり、もしそれで違反が発見されれば勧告等々を出来ることになっておりまして、最終的には登録の取消しという制度もございます。

○伊東委員

了解しました。ありがとうございます。

○永田座長

それでは最後の資料11ページについて御意見を頂いて、もし時間が余れば全体を通してもう一回御意見を頂く形にしたいと思います。

では11ページの登録日本語教員の資格取得ルート（経過措置、案）についていかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

ここはもう本当に現職の日本語教師たちが最も興味も持ち、重大な問題だと思っている

ところですので、その視点でというか、その立場でも申し上げたいと思います。

DルートとEルートですけれども、民間の試験の合格者か、つまりEかそうでないかで違いが出て、その違いが応用試験を受けるか受けないかということになると思います。ここですけれども、現状においては、私たち、法務省の告示基準という下では、このDの人もEの人も同じ条件で働いているんですね。同じように活躍してくれているんです。その人たちが今ここで検定がないから駄目みたいな形になるのは、今現在なくても大丈夫という制度の中にいる中で、やはりこのところで対応を同じようにDとEはいけないものなのかということです。これは有識者会議の中でも話し合われて、その中に自分もいたので何なんですけれども、やっぱりこれはとても大きい問題なので、その辺りの考え方の基本を再度確認したいと思います。

○永田座長

今に加藤委員の御意見に関して、ほかの委員の方からもし御意見があれば頂きたいですが、いかがでしょうか。これは難しい問題ではあるのですが、どうでしょう、では事務局で何かありますでしょうか。このD・Eルートに関して。

○小林日本語教育推進室長

有識者会議の時も大きな議論があったらと思います。まず、ここはやはり新しい法律が出来、新しい制度になりますということが大きいのかと思っております。この法律の下では登録日本語教員の方は、経過措置を除けば、今後行われる国家試験を通られて、しっかりと基礎試験・応用試験を通られた方が登録されてきましたという制度の建付けになるわけでございます。

実際に経過措置の段階でどのような方にどのように現職に移行していただくか。それは円滑に移行していただくことと、法律の大目的である質の担保を両にらみでやるしかないところで考え出されてきたものだと思います。Eルートの方はこの議論にも出てきますけれども、一定の試験を通られた方に関しては講習を受けていただくこともございます。実際にはその講習を受けていただくことで登録を受けていただくということでございますが、Dルートの方に関してはそういう試験に合格しているところとは違う整理にもなってきますので、応用試験だけは受けていただく。ただ、実際には基礎試験であったりとか、その免除をするところも設けておるところでございますので、やはり登録日本語教員という

方、全体的に質の担保であるとか、そうした日本語教員・日本語教育機関の地位の社会的向上であるとか、国会でも多くの御議論を頂いたのですが、まずそうした地位の向上であるとか、そういうことを考えていくという大きな枠組みの中でこのような整理とさせていただいていることを御理解いただければ幸いです。

○永田座長

今の点、いかがでしょうか。この後出てくる、その他の資料5の話とも少し関係してくるのですが。今の事務局からの回答に関して、加藤委員、もし何かあればお願いします。

○加藤委員

今までもずっと聞いてきたことで、国家資格たるものというような大前提であったりとか、それから他の資格を見たときに、基本的にこんな経過措置はなく、全員が受け直すんだという建付けも普通であるというようなことも聞いていますので。そこでなおというのではないですけれども、ただ現状そういったことがありますので、何とか今活躍している人たちがいい形で移行していけるように。これは今、日本語教師不足も現実的にある中で、本当にいい形で移行できるような考え方でいけたらいいなという思いです。

でも、教師である我々も、そこは今後の社会的な地位の向上であるとか待遇改善に結び付けていくわけですから、世間が認めるような日本語教師の新たな立てつけの中にいる私たちがなければいけないんだらうなというところは分かった上で申し上げております。

○永田座長

ありがとうございました。それでは今の11ページに関してその他はいかがでしょう。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

よろしいですか。BとCのところですけども。Bは登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受けたということで、上の実践研修の方はなくて、登録日本語教員に向かっているんですけども。Cの方は、登録日本語教員養成機関と同等と認められる現行課程修了ということで、いわゆる左のBにある登録実践研修機関での実習を受けてはいないにもかかわらず、上の方で実践研修免除となっているのは理解できないのですが。

○伊藤課長補佐

Cのところは「必須の50項目を実施していること」ということで括弧書きにさせていただきます。この50項目の中に実は教育実習が含まれております。なので、50項目を満たしている場合は教育実習を必ず実施いただいておりますので、そういう意味で、書き方が雑になっておるかもしれませんが、実践研修を免除させていただくことにしております。

○坂本委員

分かりました。やっと理解できました。ありがとうございます。

○永田座長

今の50項目と照らしたときに、このような措置になるということですね。ありがとうございます。その他、11ページに関して。もしないようでしたら、あと5分ちょっとですけれども、全体を通してこれまで御発言いただけなかった点に関していかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

本当に何度も申し訳ありません。これ一つ、最初に確認したかったことなんですが、そもそもというところの建付けでの確認です。

今、6ページから始まってしまったのですが、5ページのところです。これ、そもそもなんですけれども、登録日本語教員養成機関は、今、私たち、420時間のコースなどという場合には、これはいわゆる理論部分のみを行う機関という意味ですね、という確認です。つまり登録日本語教員養成機関は現状の実習と理論が一体化した、私たちのような420時間講座ではないということですね。

言い換えると、私たちのような講座はこれから二つ申請しなければいけないという、その二つの中身は、一つは420時間の中の実習の部分、45単位以上となっているところ、それから理論の部分、375単位時間となっている。これとこれを申請するということですね。誤解の内容というのが、実は実践の部分の一つと、これも包括した今までの420時間相当のものを出すのかなと、私もそうですし、何人かの方からも同じ質問を受けたので。一回はつきりさせた方がいいかなと思いました。AとB、それぞれ420であれば分割し

たものをそれぞれ出すという、その解釈でよろしいでしょうか。

○永田座長

今の点、いかがでしょうか。是非確認しておければと思うのですが。

○伊藤課長補佐

加藤委員が例えば最初におっしゃっていただいた、もちろん実践的な内容を学んでもいいのですがいわゆる理論と、それから現状でいうところの教育実習等が分かれておりますので、両方やっていただく場合には両方の登録を受けていただく必要があるということです。

○加藤委員

ですので、包括していないという意味ですね。Aという理論と、Bという実践と。で、合わせればこれが一緒に出来ますよということですね。

○伊藤課長補佐

そういうことになります。

○加藤委員

分かりました。ありがとうございました。

○永田座長

ありがとうございます。今のように整理とか確認しておいた方がいい点多々あるかと思しますので。もう少しだけお時間がありますが、いかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

9ページに戻るんですけども。9ページの登録日本語教員養成機関の科目の最初の丸です。「各科目が、養成課程の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する教授者により」云々と書いてありますけれども、日本語教師養成プログラム課程の中でいろ

んな分野の先生がそれぞれいらっしやって、それぞれの科目を教えていらっしやいますが。例えば教える科目が大学の学部とか学科の新設みたいに、教える科目の内容とその先生のこれまでの研究内容が一致していないと、この「担当する能力を有する教授者」にはなれないと解釈してよろしいですか。つまり、その科目に関する何か研究を過去にやっていない場合はその科目は担当できないと、逆に言うと解釈できますか。

○永田座長

その点、いかがでしょうか。これまでの中でも、研究業績を有しているとか、あるいは過去にその科目の担当経験があるとか、そういった話が出ていたかなど記憶しているのですが、いかがでしょうか。この「能力を有する教授者」というところが。

○伊藤課長補佐

同じ9ページが一番下の米書きのところに少し書かせていただいていますけれども、このワーキングの後半部分でコアカリキュラム（仮称）を議論いただくことになって、具体的に特に今御指摘いただいたような教育内容に関わる基準のところは、省令にこうやって一言書いてあるようなことというよりは、コアカリキュラムと照らし合わせながら審査いただくこととなります。その時に、先生が出てきたカリキュラムを担当し得るのかということも個別具体に見ていただくことになるわけですが、その時に、全くもし仮に関連する分野の研究業績もなく、実務経験もないような方が出てきたときには、提出者側のなぜこの方に担当させるのかという説明がかなり苦しくなるんだろうとは思っております。

○坂本委員

もうちょっといいですか。自分の経験ですけれども、ある民間の養成課程の中で私は統計に関する科目を担当したことがあるんですけれども、私自身は統計学の専門家でもないし、統計の論文そのものは書いたことはありません。しかし、ほかのテーマで一部に分析するときに統計を使ったことは何度もあるんですけれども、そういうレベルの関わりでもよろしいですか。

○伊藤課長補佐

正にそれでいいかどうかというところをワーキングなり、もしかしたらそこまで細かく

なってくると個別の審査において審査会に立ち会った先生方がどう考えるかということになるかもしれませんが、そこまで細かくなると法令に基準をばしっと書けるものではないと思いますので、コアカリキュラムの議論なり、もしかしたら来年度以降の実際の登録の審査の中で、本当にそういう先生にこの科目を担当していただいていいたろうかという御議論を頂くべき事項なのかと思います。

○坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

担当者としてふさわしいかどうか、例えば課程認定を受けるときなどもかなり何回もやりとりしたりすることもありますけれども、そういう個別の中で審査されていくのかなと思いつながり聞いていました。

○石黒委員

最低限なんですけれども、ちょっと用語の使い方で。今何かではなくて御検討くださいということです。

一つは、先ほどの教育方法とか研究業績というものがあつたわけなんですけれども、研究業績が何か、つまりいわゆる論文なのか、それをもう少し緩める、あるいは例えば専門書的なものに一章書くとかということも含めて認められるのかどうかとか。その研究業績の範囲は明確にしておいた方がいいかなと思うことが一つです。

それから、私がよく分からない、法律がよく分かっていないからかもしれないですけども、今回頂いた資料の中で「5名以上の生徒」と書いてあるところがあつて、それから一方で教壇に立たれる、そういう研修を受ける側のことを「学生」と呼んでいるんですね。そのように、要するに日本語を学んでいる方が「生徒」と言つて、教育実習とかを担当されている方が「学生」という使い分けが本当に適切なのかどうか、ちょっと疑問に思ったことが2点目です。

それから3点目で確認させていただきたいのは、これはもっと早くに言つておくべきだったと思うんですけども、先ほど映していただいたところの「133人に対する1人」というところですけども。これ、読み方としては、最低でも専任の教授者が3人必要で

ある、なおかつ、399名までであれば3人でいいと読めばよい。つまり例えば収容の人数がたとえ20人であろうと399人であろうと、最低3名が必要であることは変わらないという読み方をしたんですけれども、それで正しいでしょうかということも併せて確認させてください。

○永田座長

今後に向けて検討していただく部分と、今お答えいただける部分があれば是非お願いします。

○伊藤課長補佐

業績の解釈のところは、研究業績ということは先ほど前半で議論があったわけですが、仮に研究業績をそのまま書く場合には、何を含めるかということは検討していきたいと思います。

その次で、生徒・学生の話ですけれども。まず、日本語教育機関に通う外国人等の方々については、これは法律上の用語として「生徒」という言葉が出てきますので、そのまま使わせていただいて「生徒」と呼んでいます。もしかしてどこか我々が間違えて書いているのかもしれないのですが、養成課程・実践研修を受ける方については「受講者」という言葉を使おうということで統一していたつもりでした。もしどこかに「学生」と出てきてしまっていたら我々の間違いですので、訂正しておきます。

○石黒委員

経過措置のところ「それ以前から在籍した学生等が」とあるので、間違いではないのかもしれませんが、どういう使われ方をされているのかなと思っただけです。

○伊藤課長補佐

経過措置のところは大学を念頭に置いて、経過措置の箱書きの二つ目の後半だと思えますけれども、これは大学の修業年限を念頭に置いて書かせていただいております、大学だけが念頭にありますので「学生」という言葉を使っておりました。

○石黒委員

分かりました。そういう理屈ですね。承知しました。

○小林日本語教育推進室長

今は細かい論点も含めて骨子で出しているのですが、分かりにくい話かもしれません。例えば省令とかで今規定することは一般的なものになりがちでございます。ただ、実はこの年度の後半に行くに従って、実際の手引のような、例えば先ほどの研究業績はどういうところまで入るかとか、そういう細かい論点は後半のワーキングの方で議論します。先生たちから頂いた御意見について議事録は当然残りますので、後半の議論の中でしっかりと取り上げていきたいと思っております。

○永田座長

石黒委員、ひとまずはよろしいでしょうか。

○石黒委員

いえ、さっきの133人の話を。

○伊藤課長補佐

失礼しました。133人に1人のところは石黒委員の御理解のとおりで、最低3人プラス133人に1人なので、399人であれば3人ということになります。

○石黒委員

分かりました。ありがとうございました。

○永田座長

ありがとうございました。また今後このワーキングは続いていきますので、今後につながるような貴重な御意見も頂いていることが改めて確認できました。

それでは、時間がなくて申し訳ないですけれども、議事（3）のその他に関して、まだ資料5が実は残っています。資料5について事務局より説明をお願いできますでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

資料5「登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験公募要領（案）」を御覧いただきしたいと思います。こちら、2ページ目の「はじめに」の三つ目のまるのところ、先ほどの経過措置の中にも御議論に出てきたところがございますけれども、「『現職日本語教師のうち必須の教育内容との適合性を有する試験合格者に対する経過措置』を検討する」と有識者会議の報告書でも記載されておりました。

こちらの試験を一体どうするかということで、今お示しさせていただいているような形で、公募してお聞きしようということを考えております。具体的な要件を次の3ページ・4ページに記載しておりますので、御覧いただければと思います。

こちらのⅡ番に具体的な情報要件、実際にどのような試験が入ってくるかということの考え方を記載しております。まず一つ目の丸でございますが、これは公募を受ける方、出す方から見た文書でございますけれども、本要領に基づき申請のあった民間試験は、文化審議会国語分科会のこちらのワーキングで選定を最終的に行いまして、その合格者に対する経過措置を検討することとなるということでございます。

二つ目、こちらは法律の条文なので簡単でございますけれども、欠格要件に入っているということではないことをまず申し上げた上で、三つ目の丸がポイントになります。民間試験の選定は以下の確認事項について確認できる情報を基に実施するというので、選定基準が1から4まで、大きく四つございます。

選定基準を読み上げますと、まず（1）日本語教育機関で日本語教育を担当する方を対象にした能力を測る試験であること。

申請時点ですので現在ですけれども、（2）過去5年以上にわたり毎年1回以上試験を実施してきたこと。

（3）の要件でございますが、これまで実施した試験の全部又は一部の内容が次に掲げる条件のいずれにも適合すること。いずれにもです。要するに①から③は全て満たしていることが公募の申請の要件になります。

①でございますけれども、その公募される試験の各回の出題範囲が、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」ということで5年前に出しました文化審議会の中で示された「必須の教育内容 50項目」をおおむね網羅していること。括弧で、少なくとも「日本語教育のための教員養成について」ということで平成12年に文化庁でまとめた調査研究協力者会議で示されている16下位区分を網羅していること。

②各回の問題において「必須の教育内容 50項目」（少なくとも16下位区分）がバランスよく出題されていること。

③各回の問題の出題内容がほぼ全て「必須の教育内容 50項目」のいずれかに該当すること。この①から③はいずれも満たしていただいていることが（3）でございます。

（4）試験の信頼性の確保の措置ということで、次のページになりますけれども、①から⑤の要件、またこれも全て満たしていることということで、専門の部署、不正行為防止の措置、合格基準等の策定等の客観的な評価の確保、情報管理の適切さ、そして試験問題やサンプル等の公表ということ。このような試験の公平性の担保の措置を取られていることが（4）でございます。

一番最後の丸でございますけれども、上記（3）（4）の基準に関しましては、対象となる民間試験がこれまで実施した各回の試験や今後令和5年度内に実施を予定している試験について確認しまして、同一の民間試験の中でも回ごとに選定基準に関する状況を精査し、選定することとしております。

公募を希望する、申請を希望するところに関しては、以上の要件を満たしているかを確認していただいた上で、文化庁に申請を頂くということでございます。

Ⅲは必要な手続ということで事務的なものでございますけれども、この案をお認めいただいた後には、申請による公募という形で、まず様々な民間の試験団体にこうした情報を見ていただいて、必要なところは申請を頂くことを考えております。説明は以上でございます。

○永田座長

ありがとうございました。先ほど議論になった経過措置に関する話の民間試験に関するところですが。ただいまの説明に関して御意見、御質問のある方はお願いいたします。あるいは御確認でも何かございますでしょうか。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

そうしますと確認です。Ⅱ、民間試験の情報要件等の最初の丸ですけれども、「本要領に基づき申請のあった民間試験は」、これは来年以降やる民間試験ですね、「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ」、この「ワーキンググループ」

って私たちのことですか。

○永田座長

いかがでしょうか。確認ですが。

○伊藤課長補佐

細かく書くのを失念しておりました。実際は、試験に特に専門性のある先生方に別途お願いして、選定作業をしていただいたものの結果をワーキングに報告させていただきますので。最終的にはワーキングでその結果を見て、どうかということの御判断を頂こうと思っています。試験団体から提出された情報の一次的な審査や精査は別途有識者の先生にお願いしようと考えております。

○伊東委員

分かりました。じゃあ、このワーキンググループは正に我々ということですね。今、プロセスは分かりましたけれども。

○伊藤課長補佐

そうです。

○伊東委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

ありがとうございます。このワーキングに上がってくる前に、そういう有識者の方での検討を経て上がってくるということです。その他、今のような確認等、何かございますでしょうか。資料5に関しては特にございませんか。よろしいですか。

○北出委員

この民間試験で公募されてオーケーとなった場合は、試験を受かっていると応用試験免除ということになるんですね。合っていますかね。

○小林日本語教育推進室長

そうです。

○北出委員

今回のさっきの（３）の基準を見ますと、「５０項目」がかなり前面に出ていた気がしたんですが。応用試験は結構「５０項目」を超えた能力と伺っていた気がしたんですが、その辺り、この判断基準はどういう背景、経緯で考えられたか教えていただけますか。

○永田座長

この点、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

応用試験につきましては、応用試験のそもそもの考え方がまだ小委員会で報告されていない中で恐縮ですが、昨年１月時点の報告書で、応用試験・基礎試験両方とも出題範囲としてはその「５０項目」が基になる。ただ、応用試験については分野横断的な能力を測ることになっていたかと思いますので、出題範囲としては「５０項目」以外のところから出るわけではなくて、「５０項目」の中で、ただその問われ方が違うということだと理解しております。

○北出委員

ありがとうございました。分かりました。

○永田座長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

どういう民間試験が採択されるか分かりませんが、その長さに関して、時間ですね、民間の試験の場合は２時間だとか３時間とかちょっと分かりませんが、こちらで今から作ろうとしている、やろうとしている試験の時間の長さとかは、こちらでこの長さで作ってくださいみたいなことになるのでしょうか。こちらが時間を設けて制限。

○小林日本語教育推進室長

試験の関係ですけれども、正に今試行試験の検討を別の形でやっておるところです。今年の試行試験をどの程度の時間や問題数でやるかということに関しては、ちょうど今週の日本語教育小委員会の終了後にお示しができると思います。ただ、来年の本試験をどのような形でやるかは、形としては試行試験をまずやってみて、その検証を踏まえて決める形になりますので、まずは試行試験をどのような形でやるかということを見ていただきたいと思いますと考えております。

○坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

そろそろ時間が近付いてまいりましたが、先生方、よろしいでしょうか。こういう正に経過措置という中で、いかに社会に対しての説明責任が果たせるかというところも大事になってくるのかなと思いながら聞いていました。それではありがとうございました。これで本日予定されていた議事は終了いたしましたので、本日のワーキンググループはここまですとしたいと思います。今後の予定について事務局からお願いできるでしょうか。

○石澤養成研修専門官

本日はありがとうございました。次回のワーキンググループは7月24日、月曜日の開催を予定しております。引き続きよろしく願いいたします。

○永田座長

ワーキングは続いていきますが、どうぞよろしくお願ひします。これで登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —